

佐野市立葛生小学校
児童がいきいきと学ぶためのいじめ防止基本方針

平成 26 年 1 月策定
平成 26 年 4 月一部改訂
平成 30 年 4 月一部改訂

はじめに

人命と人権を尊重する意識を身に付けることは、教育活動のみならず社会の一員として生活する上で最も大切なことです。

葛生小学校は、文部科学省から平成 18 年に示された定義に従って「いじめ」をとらえ、早期発見に努めるとともに、「いじめ」認知に至っては、即対応と発展的な成長をもたらす解決をめざして指導・支援に努めます。そして、いじめの根絶を目指した取組を教育活動全般で展開し、「いじめが起こらない学級・学校づくり」を進めていきます。

文科省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成18年)
個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

下記追加(平成24年)

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

いじめに対する基本的な考え方については、次のことについて全職員が共通した認識を持ち、組織的に児童とかかわっていきます。

- 「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」という認識を持つ
- 「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」との認識を持つ
- 「いじめの未然防止は、全ての学校・教職員の重要課題」と捉える

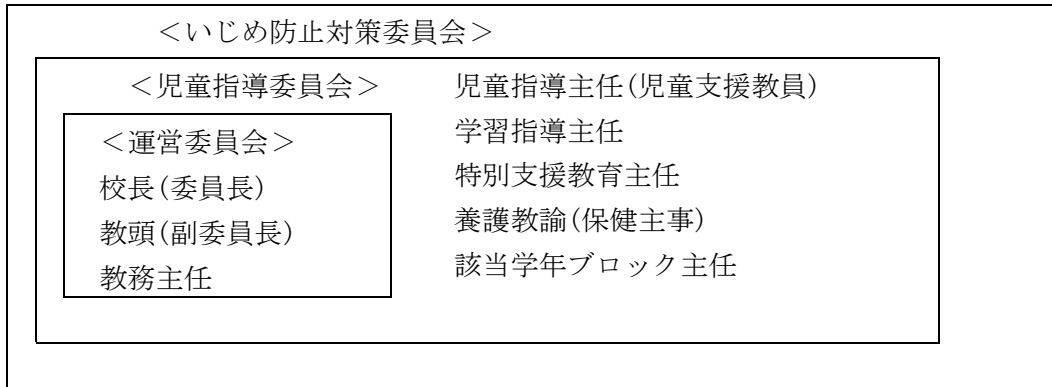
また、昨今では、学校という限られた場にだけで起こる問題ではなく、情報機器の発達によりネット等が手段として使われ、被害者と加害者というこれまでの構造を越え、より過大に急速に広がるいじめも起きています。私たちは、こうした社会状況の変化に照らした発見や解決を試みる努力を怠らないようにしていきます。

そして、子どもたちが、いきいきと学べる「いじめが起こらない学級・学校」にするためには、学校教育活動全体を通して、互いに認め合い学び合える集団づくりを進めなければなりません。学校と保護者・地域が連携し、温かいかわりや雰囲気づくりを心掛け、自己存在感が高まるような教育環境を整備し、思いやりの心や規範意識を高め、「いじめを許さない・生まない土壌づくり」を実践していきます。

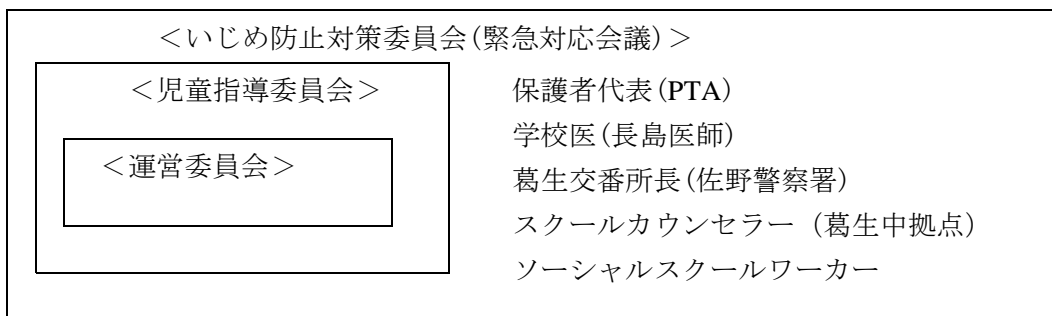
1 いじめ防止対策のための組織について

いじめ防止に対する取組については、組織的な対応を心掛け、継続的に進めるとともに、絶えず評価と改善をしながら、児童の発達段階を考慮した支援をしていきます。校長を中心に全職員が一致協力体制を確立し、いち早く情報を共有し関わっていきます。

(1) いじめ防止対策委員会を設置して定期的を開催し、いじめの未然防止に努めます。



(2) いじめを認知した場合は、事案の状況により関係諸機関の代表者を含めた緊急対応会議を開催します。



(3) 教育委員会との連携を密にするとともに、事案に応じて各関係機関との行動連携により対応をしていきます。

2 いじめの未然防止といじめを許さない土壌づくりについて

(1) 認められる場や達成感を味わうことができる体験を通し、学業指導の充実及び自尊感情や自己有用感を高める教育活動を展開していきます。

ア 授業においては、学び合いを通して「言語活動」を重視した学習を意図的に進め、伝え合う力を育みます。

- ・学校研究課題として豊かな心を育む内容の充実を図る授業
- ・学年の発達段階に応じた校外学習(インタビュー)

イ 学級活動においては、「一人一役(一躍)」の学級経営を進め、責任を果たす喜びを感じながら自己の目標を高めさせます。

- ・学級組織の工夫
- ・係活動のふりかえり

ウ 学校行事や児童会活動においては、「縦割り活動」のプログラムを提供し、異年齢集団の中で思いやりの心や互いを尊重する心を育みます。

- ・けやき班活動
- ・全校ハイキング
- ・ピアサポート体験(1、2年生活科「秋まつり」)

(2) 道徳教育では、他人を思いやる心や人権意識を高める授業を意図的・計画的に実施し、豊かな人間性を育みます。

- ・「保護者会」・「学校公開」での全学年授業公開
- ・学校と保護者をつなぐ「わたしたちの道徳」の活用
- ・資料研究会の開催(教科との関連性のある年間指導計画作成)

(3) 児童自身がいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を呼び掛けるような活動を支援していきます。

- ・児童会活動

(4) 年間予定に計画的に人権週間を位置付け、家庭との連携を図りながら自他の人権の大切さを認め合う気持ちを育てます。

- ・差別問題を扱った資料による授業の実践
- ・仲間や集団について考える機会の提供
- ・自己のふりかえりの充実

(5) 保護者への啓発活動に継続的に取り組み、児童の人権意識が高まる環境の整備に努めます。

- ・学級懇談
- ・保護者対象教育相談(家庭訪問)
- ・葛生小だより PTA だより 人権教育だより 学年だより

(6) 開かれた学校の観点から地域への情報提供に努め、地域の温かい環境の中で子どもたちの成長を支援していきます。より多くの大人が子どもたちの悩みや相談を受け止められるようにしていきます。

- ・地域の活動(人材・施設等)の活用
- ・各種たよりの学区内全戸配付
- ・HPによる情報提供
- ・地域の関係団体との連携

(7) 教師が児童の良きモデルとなるように、言葉遣いや公平な対応、温かな雰囲気づくりに努め、信頼を得ながら支援を進めていきます。

3 いじめの早期発見について

(1) いじめに対する教師の理解を深めるとともに、どの教職員も同じ認識で子どもたちに関われるようにしていきます。

ア 計画的に校内研修を実施します。

- ・職員会議ごとの「児童理解」に関わる時間の設定
- ・現職教育に「児童指導」や「いじめの対応」等についての研修を設定
- ・外部講師を招聘しての研修

- ・OJT(On-the-job Training)
- ・カウンセリング・マインド研修

イ いじめの問題等に関する指導記録を所定の方法により保存し、共有及び引継ぎをしていきます。

- ・児童指導票の定期的確認

ウ いじめを発見する教師力を高めるために、児童との信頼関係を築くことに努めます。

- ・児童の立場に立ったかかわり
- ・個性を受け止めるかかわり
- ・共感的に理解する(カウンセリングマインド)かかわり

エ いじめは見えにくいものであるという認識で発見に努めていきます。

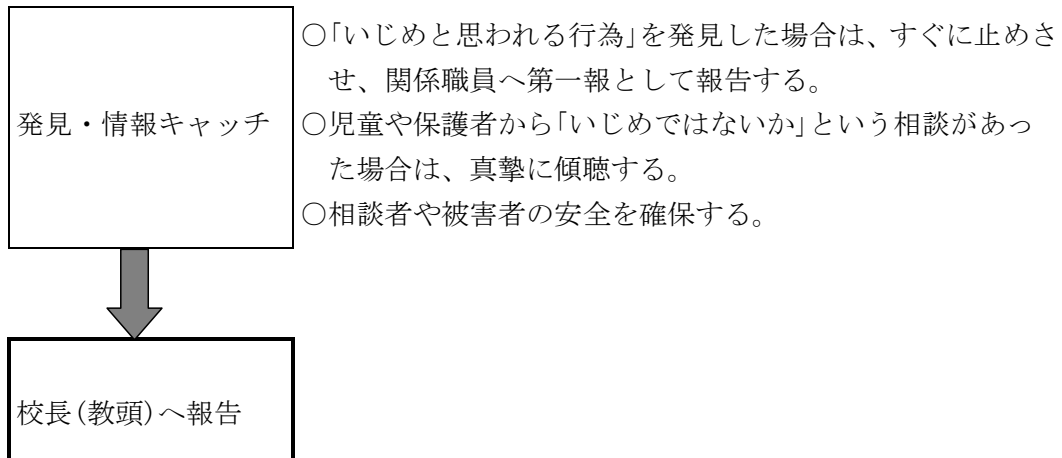
- ・見えるところでは起きない
- ・本人から訴えることは難しい
- ・ネットいじめは最も見えにくい
- ・遊びやふざけの中にいじめが潜んでいる

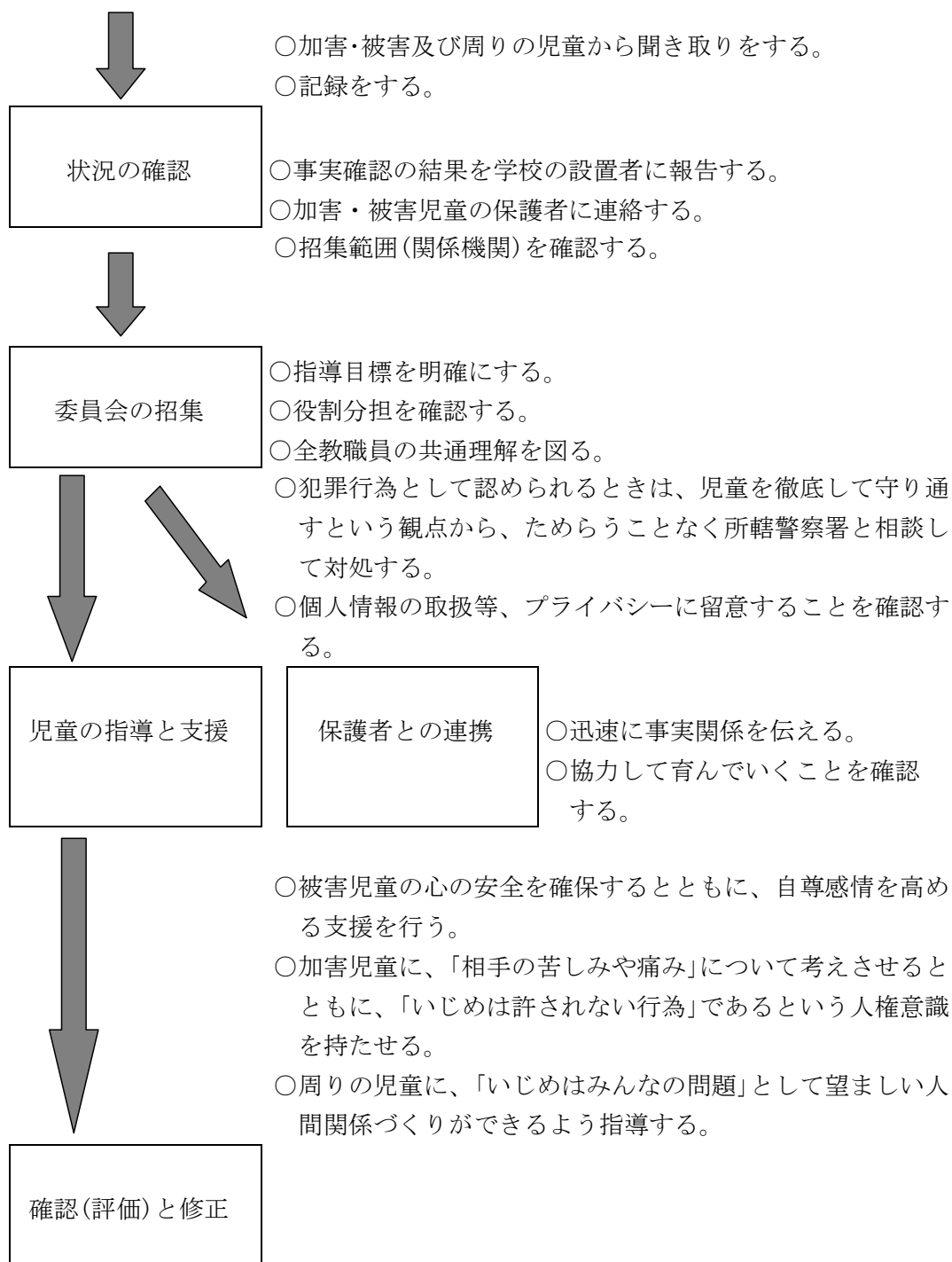
(2)多くの教職員の目で広角的な視野で子どもの「小さなサイン」を受け止めていきます。

- ア 観察：日常の観察 いじめ等早期発見のための点検表
- イ 調査：定期的アンケート・教育相談旬間アンケート・学校評価・実態調査
- ウ 面接：定期的教育相談・人権週間関連教育相談
- エ 日常のかかわり：日記からの把握
- オ 相談しやすい環境づくり：保健室・相談室・放課後の教室等
 - ・安心できる雰囲気づくり
 - ・傾聴する態度
 - ・正義の肯定と応援
- カ 保護者・地域からの情報
 - ・日頃からの連携

4 いじめの対応と解決に向けて

(1) いじめの発見から対応までは、次の流れを基本として解決に向かっていきます。





(2) 聞き取りをする際、冷静かつ客観的に事実と経過を確認します。

- | | | |
|---|------------|-------------------------|
| ア | 加害者と被害者の確認 | 誰が誰をいじめているのか |
| イ | 時間と場所の確認 | いつ・どこで |
| ウ | 内容の確認 | どんな内容のいじめか・どんなことをされたのか |
| エ | 背景と要因の確認 | きっかけはどんなことか |
| オ | 期間の確認 | いつ頃からはじまったか・どれくらい続いているか |

(3) 懲戒権の適切な行使

いじめの様々な要因を考慮しながら、教育上必要があると認めるときは学校教育法第11条の規定に基づき適切に懲戒を行使します。十分な教育的配慮の上に、加害児童が、自分の行動や行為を理解し健全な人間関係を育めるよう根気強く指導を行います。

5 ネット上のいじめに対する対応

ネット上の不適切な書き込み等を発見した場合は、被害の拡大を防ぐために直ちに削除する措置をとります。プロバイダに対し速やかに削除を求めるなど措置を講じる場合は、必要に応じ法務局又は地方法務局、県警本部県民相談室等に協力を求めます。

児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し適切に援助を求めます。

- (1) 児童には、情報モラルについての授業を実施し、インターネットや携帯電話等の適切な使い方を学ばせます。
- (2) 人権を侵害するような行為は犯罪であることを、学級活動や特別の教科道徳等で学ばせます。
- (3) 指導にかかわる職員の意識や判断する力を向上させるため、ネット利用や犯罪に関する研修会を開きます。
- (4) 保護者会やPTA会等で保護者とともに情報モラルやネットいじめについて考える機会を設けます。家庭と連携しながら、佐野市が進める「携帯等を持たせない」運動の推進とインターネットの使い方についての啓発を進めていきます。

6 評価と改善に向けて

日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組についてふりかえりと改善を目的として評価を実施します。

- (1) 学校評価を実施して検証します。評価結果は、保護者や地域に公表しいじめ防止対策について改善を加えていきます。
 - ア 自己評価
 - ・児童対象アンケート
 - ・保護者対象アンケート
 - ・教職員による自己評価
 - イ 外部評価
 - 自己評価の結果について、有識者等に知らせいじめ防止の取組について協議する場を設け改善に努めていきます。
- (2) 評価結果については、設置者の教育委員会へ報告します。